

災害時に備え、

「避難行動要支援者名簿」を作成します

避難に支援が必要な方は
申出書を提出して下さい



町では、高齢者や障がい者など災害時に自力で避難することが難しく手助けを必要とする方（避難行動要支援者）に対し、町内会や消防団など地域住民が中心となって救助や避難支援活動を行う際、迅速な活動が行えるよう『避難行動要支援者』の名簿を作成し、災害時に備えることになりました。



名簿の作り方

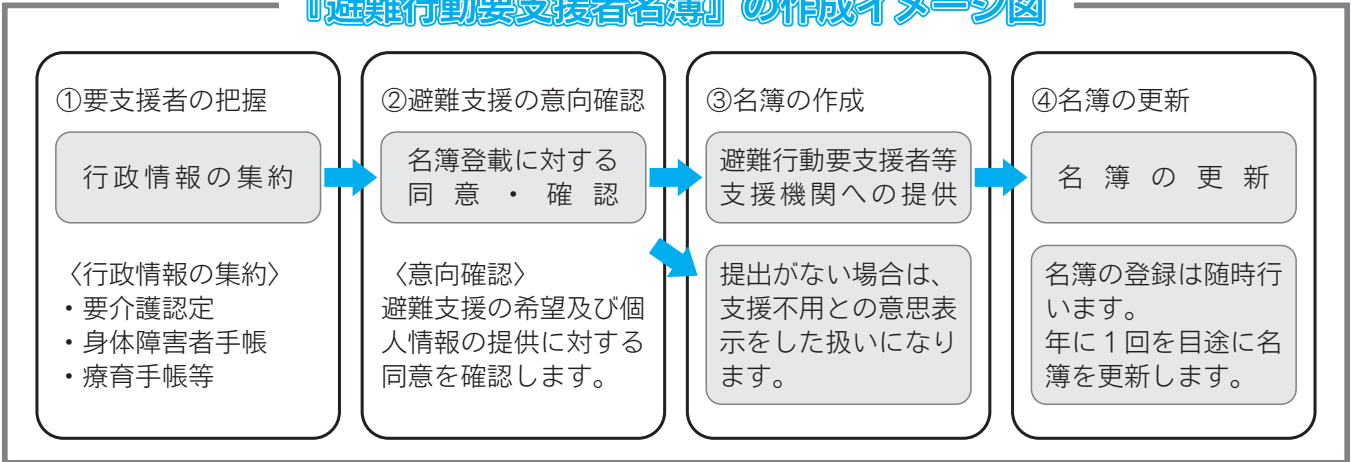
～高齢者等へ案内文書を送付～
災害時に避難支援を必要とするかを確認するため「災害時避難支援希望申出書及び同意書」を4月末までに郵送します。
郵送対象者は次の方です。

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 介護保険の要介護認定者
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ④ 精神障害及び療育手帳等の交付を受けている方

【注意】
個人情報提供に同意することで災害時の避難支援を受ける可能性は高まりますが、避難行動支援を必ず保証するものではなく、また、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。
また、この名簿への登録は強制ではありません。



『避難行動要支援者名簿』の作成イメージ図



函館建設管理部からのお知らせ

～土砂災害警戒区域等の指定について～

土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の制限、既存住宅の移転促進等のソフト対策（土木工事によらない対策）を推進しようとするものです。昨年地域住民説明会を経て、奥尻町においても次の区域が土砂災害警戒区域等に指定されたのでお知らせします。



●土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

指定区域名	所在地	自然現象の種類
奥尻9（奥尻5区の南側斜面）	奥尻郡奥尻町字奥尻	急傾斜地の崩壊
稲穂1（勘太浜地区）	奥尻郡奥尻町字稲穂	急傾斜地の崩壊

◆詳しくは下記URLを参照してください↓

<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/others/displayDesignatedMap.do?area=4>

◆お問い合わせ先

函館建設管理部
管理課 管理第一係
☎：0138-47-9632
奥尻町役場
総務課 情報サービス係
☎：2-3402